



農 普 第 2 1 号
平成 2 4 年 4 月 4 日

各市町村長

各農業協同組合代表理事組合長

様

岩手県農林水産部農業普及技術課総括課長



薪及び木炭の燃焼灰の肥料としての利用について

薪及び木炭の燃焼灰については、肥料等の暫定許容値（400Bq/kg）以下であることを確認したものは肥料として利用可能である旨の見解を農林水産省生産局技術普及課から得ました。

つきましては、本県内において薪及び木炭の燃焼灰を肥料として利用する場合は、肥料等の暫定許容値以下であることを確認するよう貴管内の農業者等へ周知をお願いします。

【参考】これまでの関連通知

- 1 「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」（平成 23 年 11 月 2 日付け 23 林政経第 231 号、林野庁林政部経営課長、木材産業課長連名通知）

【通知の内容】

当面の指標値（薪の場合 40Bq/kg）が示され、指標値を超える薪及び木炭が生産、流通、使用することのないよう通知。この指標値は、燃焼灰の放射能セシウム濃度が 8,000Bq/kg を超えないよう、灰への濃縮係数 133 倍（薪の場合）をもとに設定（林野庁ホームページより）。

- 2 「薪ストーブ等を使用した際に発生する灰の取扱いについて」（平成 24 年 1 月 19 日付け環産対発第 120119001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）

【通知の内容】

薪ストーブ等を使用した際に発生する灰の安全性が確認された場合を除き、庭や畑にまいたりせず、市町村等が一般廃棄物として収集し、処分を行うことの方針提示。

<担当>

農業普及技術課 技術環境担当 下斗米・小田島

Tel 019-629-5654 / Fax 019-629-5664